

消費者の知る権利を保障する食品表示をめざして

原料原産地表示の拡大、 食品表示統一化について

山浦 康明 日本消費者連盟事務局長

食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、健康増進法など、複数の法律によって複雑に決められ、農林水産省・厚生労働省など複数の官庁によって管轄されてきた食品表示のルールが、消費者庁（内閣府の外局）のもとで一元化されようとしています。2012年度の一元化を目指し、消費者庁内で「食品一元化検討会」が今年（2011年）9月に設置され、一元化に向けた検討が本格的にスタートしました。消費者庁の下で行われるからには、消費者の声を反映する議論が期待されます。このような動きに先立ち、食品表示一元化に当たっての大きなテーマの一つである原料原産地表示の拡大については、内閣府の第三者機関である「消費者委員会」の食品表示部会の中に「原料原産地表示の拡大の進め方に関する調査会」が設置され、今年7月まで議論されてきました。本号に寄稿いただいた山浦康明さんと立石幸一さんは、この調査会の委員として「消費者の知る権利」を保障する原料原産地の表示の実現のため、精力的に発言してこられました。調査会の報告に盛り込まれた消費者の権利という視点が食品表示一元化に生かされるのか、いま重要な時を迎えています。（編集部）

1. 消費者委員会内に原料原産地の 表示拡大の調査会が設置された

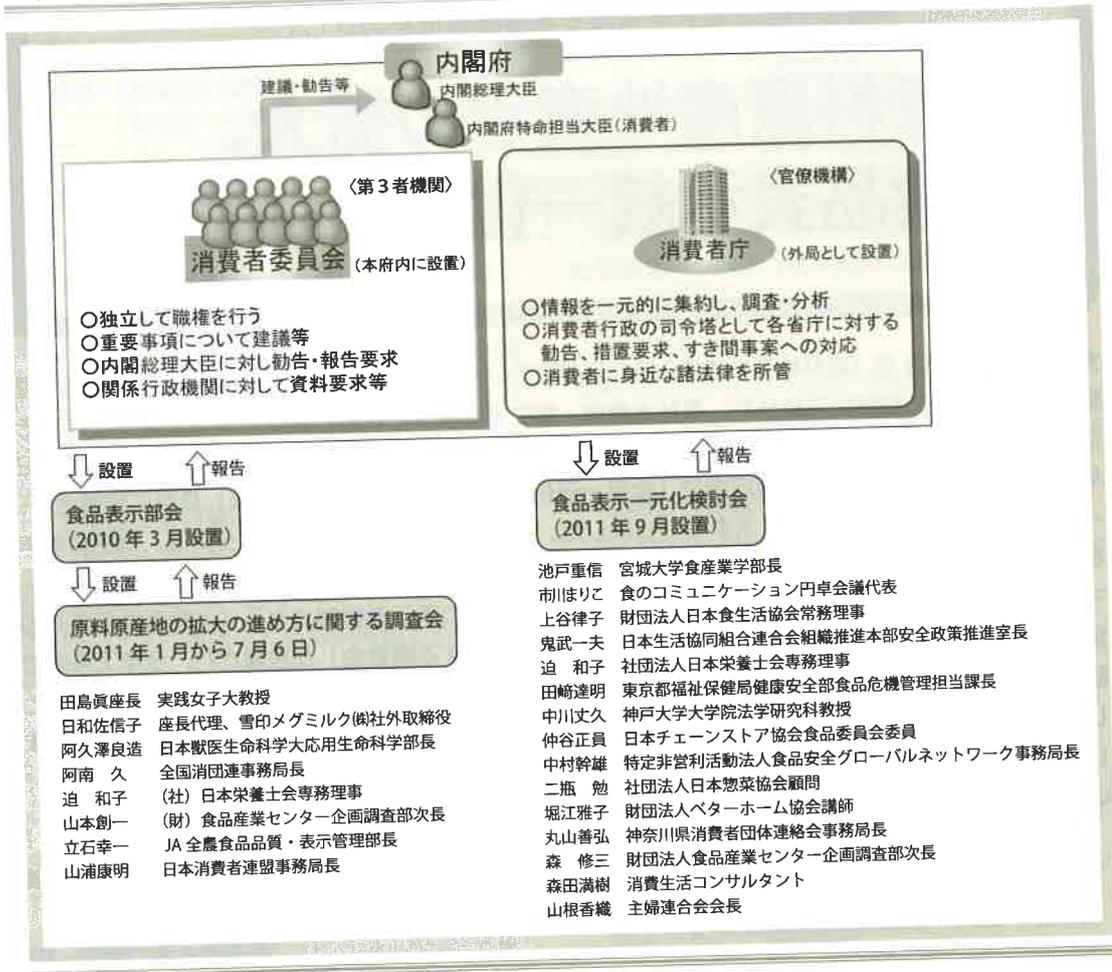
消費者庁が2010年に策定した消費者基本計画には、消費者の選択権確保のため加工食品の原料原産地表示の拡大を図るとの目標が掲げられていました。そして2010年3月、内閣府に設置された第三者機関である消費者委員会に「食品表示部会」が設置され、2011年1月には、この食品表示部会の内部に「表示拡大の進め方に関する調査会」が設置されました。

この調査会が設置されたのは、消費者委員会の食品表示部会で原料原産地表示の拡大について審議した際、「原料原産地表示の拡大を進めるためには、義務対象品目を選定する際の基本的考え方や対象品目の候補の選定方法などについて改めて議論する必要がある」との意見が出

されたため、7月6日までこの調査会で討議されることになりました。

調査会は6回開かれ、事業者や食の安全・監視市民委員会の神山美智子代表からのヒアリング、現地調査（味の素系のクノール食品、日清製粉）をおこない、7月6日に報告書の最終取りまとめを行いました。それに先立ち11年6月3日にはすでに事務局と座長が中間整理案を提出し、JAS法を根拠とする表示のあり方に限定しようとしたり、09年8月まで開かれた「食品の表示に関する共同会議」（厚生労働省と農林水産省の共同所管）の報告書を重視して、加工食品の範囲の拡大を原材料の産地によって品質に差異があるものに限定しようとしたり、使用割合50%以下の原料は表示不要とする「50%ルール」を重視し事業者に配慮して実行のしやすいものに限定したりしようとしてきました。これ

消費者委員会と消費者庁 (消費者委員会事務局作成の資料をもとに編集部が作成)



に対して立石幸一委員 (全国農業協同組合連合会、本誌16頁～参照)、山浦が反論し、原料原産地表示を拡大する方向性を前面に出すように要請しました。

2. 調査会報告書は多くの問題を残すも、最終版では一歩前進

7月6日の報告書案はこうした反論を少し反映したものとなりましたが、多くの問題を残すものとなりました。問題と考えるのは、次のような点です。

・「原料原産地表示の拡大」は、2012年度から

消費者庁で本格的に検討される食品表示の一元化 (現在は、JAS法、食品衛生法、健康増進法等が複雑に関係しているため、消費者庁のもとで一元化が目指されている) の一つの大きなテーマであり、この報告書は、その議論に資するものであるべきだったが、現行のJAS法の範囲を念頭においた後ろ向きのものである。

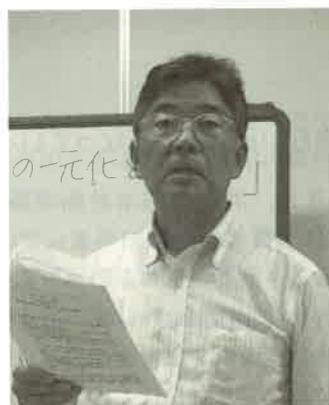
・消費者の選択権の確保のため、消費者が近年関心を持つようになった原産地の生産方法、食品添加物・農薬・ポストハーベスト農薬の使用実態などに関わる国の情報を知ることができるようなものにならなければならない。品

質の差異や50%以下の原料は表示不要とする従来のルールは、葬り去る必要がある。

- ・事業者にとって実行可能なものという議論で対象品目の拡大をストップさせようとすることは問題だ。
- ・まず全食品について原則、原料原産地表示を義務付けさせ、その上で例外も認めるという発想が重要だ。

7月27日の食品表示部会においてこの報告書の最終版が示されました。「1. 基本的考え方の整理」では、私が提起した「消費者の食品表示に関するニーズはこれまでの『品質』の概念におさまりきれなくなった」「食品表示の一元化の議論に資する課題を提起する」との文言が入りました。また「5. 原料原産地表示義務対象品目の選定方法」については、「事業者は原則として消費者に原料の原産地情報を提供すべき」との意見も出たことが挿入されました。

終りの第6章において、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた取り組みのため、「原則としてすべての加工食品の原料の原産地を表示すべき、食品のトレーサビリティ制度の検討とも連動すべき、などの提案があったこと」などを載せ、「食品表示の一元的な法体系のあり方の議論においてはこうした観点も含め、食品表示が消費者の商品選択に資するためのものであることを踏まえ、根本的な議論を行なうことを期待する」と結び、消費者委員会の報告書に事業者の立場を盛り込もうとしたことに対して、一定の歯止めをかけることが出来ました。次に述べる表示一元化に向けた今後の議論の中で、消費者の選択権を確かなものとする必要があります。



山浦康明さん

3. 食品表示一元化の動きはなぜ出てきたのか？

2007年、不二家、ミートホープ、白い恋人、うなぎ、ブランド米など食品表示の偽装問題が相次ぎました。また2008年2月には中国産冷凍ギョーザ事件が発生しましたが、国の対策窓口が一本化されておらず混乱したことから、政府は食品安全行政の見直しを始め、2008年2月、内閣府国民生活審議会の「食の安心・安全に向けた体制整備に関する報告書」の中でも「食品表示の一般法（食品表示法）」を制定すると明記しました。

2002年12月から2009年8月には農水・厚労が法運用の総合調整のため、「食品の表示に関する共同会議」を設けました。また、2010年3月には、消費者庁が「原料原産地表示に関する意見交換会」を開催しました。そこでは「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」「食の安全・監視市民委員会」「食政策センター・ビジョン21」「日本消費者連盟」などが厳格な表示ルールの制定、食品表示統一法の必要性を訴え、これに対して事業者が反対意見を述べました。しかし、消費者庁がこの意見交換会やパブリックコメントなどで出された意見をもとに実施したのは、原料原産地表示の対象品目を「こんぶ巻き」「黒糖」などに一部拡大したことにとどまりました。

4. 消費者庁の検討はどうなっているのか？

2011年3月、消費者基本計画が策定され、2011年4月消費者庁内の担当者による「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」が設置されました。2011年7月の消費者基本計画改訂では「食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系のあり方について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、食品衛生法、健康増進法等の関係する法令を統一的に解釈・運用を行なうとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し検討する」とされました。2011年9月、消費者庁内に「食品表示一元化検討会」を設置するとし、人選が行われました。8月26日、この人選に際し、「食の安全・監視市民委員会」「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」「主婦連合会」「東京地域婦人団体連盟」「全国地域婦人団体連絡協議会」「日本消費者連盟」の6団体が消費者の声を代表する委員を入れるよう要請しました。その結果、私たちの声を反映してくれる委員が、少数ながら入りました。

この検討会は2011年9月から2012年6月にかけて10回の会合をもち報告書をまとめ、消費者庁は2012年度に一元的な法体系の制定をめざし、2013年度に施行するとしています。

5. 一元化で必要なことがら

一元化を行なうに際しては、法律については、現在「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」などと分かれている表示ルールを一元化して、消費者の選択権が確保され、これまでの食品表示制度も改善できるものでなければなりません。また、執行機関として消費者庁は消費者の声を反映できる力をもったものにならなければなりません。

一元化の中身はこれから検討されますが、農水、厚労各省が所管している仕事の調整にとどまるようであれば、消費者庁が一元化を進める意味がありません。統一化法を策定し、そこには消費者の知る権利を実現し、消費者が食べたくないものは食べないという選択ができる権利を保障する必要があります。消費者庁も実力を備えた執行機関に生まれ変わる必要があります。

「総論」としては、食品偽装や食の安全問題などについて、食品の情報を企業が公開し、消費者が食べたくない食品を避けることができるようにするためには、次のことがらが重要となります。

- ・ 現行の厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会、警察庁などの縦割り行政では行政処分も異なり罰則も異なることを改める。例えば生食用牛肉はレストランでのメニュー表示では原料原産地を義務化できない。（食品衛生法のルールから）
- ・ 消費者庁が消費者の視点に立って消費者の知る権利を確保できるようにすることが必要である。
- ・ 表示に関してははまもって消費者庁の仕事となったが、他の官庁との共管業務が多く、消費者庁がみずからリーダーシップを発揮できるのか疑問。現状では表示規制の「事務」は消費者庁の仕事。表示基準などの「企画・立案」は厚労・農水省と共管。
- ・ 厳罰化を原則とする。

「各論」としては、次のような課題があります。

- ・ 加工食品原料のトレーサビリティ制度の確立
- ・ 加工食品の原料原産地表示の義務化を原則とすること。また例えばハンバーグの50%ルー

ル（原料の肉が外国産でも重量で占める割合が全体の50%未満であれば表示義務はない）を止める、複合原材料の表示などもすべて情報開示すること。

- ・ 遺伝子組み換え食品表示制度において醤油や食用油などの加工食品にも表示を義務化すること、不分別という枠を外すこと、意図しない混入の率（5%）を引き下げること、飼料にも表示を義務化すること。
- ・ レストランなどでのメニュー表示の義務化を進めること
- ・ 期限表示に韓国のように製造年月日を併記すること
- ・ 食品添加物の表示は、食品に残存するすべての添加物を物質名でまた用途名も表示すること。
- ・ アレルギー表示を厳格化すること。
- ・ 放射線照射食品の表示を厳格にすること（食品への放射線照射そのものが問題です）。
- ・ 有機農産物の表示制度を有機農業者にとり意義のあるものにする。
- ・ 栄養成分表示（2011年8月23日栄養成分表示検討会報告書を参照）を意義あるものにする。

6. 食品表示一元化に向けて市民の声を

食品表示が一元化される中で、遺伝子組み換え食品、ポストハーベスト農薬使用などを国が認めているということを開示させるためにも、きちんと食品に表示させなければなりません。

また、遺伝子組み換え食品の表示の義務化は2001年から消費者の要望によって始まりましたが、まだ実際には、最終製品に組み換え遺伝子が検出できないもの（醤油や食用油など）は表示義務がないなど効果的ではなく、消費者に正しい情報を与えるものではありません。これに対して「遺伝子組み換え食品いらない！キャ

ンペーン」をはじめ多くの市民団体や生協などが、遺伝子組み換え食品の表示の厳格化を求めて活動しています。

食品のアレルギー表示については2002年から表示が義務付けられています。こうした課題も表示一元化の議論の中でも取り上げる必要があります。

2011年3月の「消費者基本計画」においても一元的な法体系のあり方、JAS法、食品衛生法などの統一的な解釈・運用、現行制度の運用改善の必要性が明言されています。

消費者庁内に「食品表示一元化検討会」が2011年9月設置され、討議が開始されることに対し、2011年11月11日、「日本消費者連盟」「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」「食の安全・監視市民委員会」が主催団体となり、「消費者が考える食品表示の一元化」と題する公開シンポジウムを開きます（詳細は本誌巻末参照）。

このシンポジウムでは賛同団体を募っており、今後、食品表示の一元化に向けて、幅広い層の人々で議論していくことが緊急の課題です。

focus

「消費者が考える食品表示の一元化」シンポジウム報告

わかりやすい表示を 求めていくために

—「食品表示を考える 市民ネットワーク」 立ち上がる



消費者庁による食品表示の一元化に向けた動きが本格化する中、日消連は「食の安全・監視市民委員会」、「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」と2011年11月11日に「消費者が考える食

食品表示一元化と消費者の権利

1981年に東京弁護士会が食品安全基本法制定の提言を行なってきた。食の安全の問題に関わってきた。食品表示に関する法律には、食品衛生法、JAS法、健康増進法、景表法など複数あり、表示の目的もばらばらです。経済官庁が所管していた時代のままなので、「農業の健全な発展を図る」といった経済的な目的が入っているものもあります。

しかし、消費者庁が新たに食品表示法をつくるからには、消費者の権利を守る法律にしていきたいと思います。消費者には、知る権利、選択の権利、そして安全に暮らす権利があります。こういった権利を

守る法律にするという基本姿勢がなければ、せっかくつくっても、法律を一本化しただけで消



守る法律にするという基本姿勢がなければ、せっかくつくっても、法律を一本化しただけで消

品表示の一元化」をテーマにシンポジウムを開催しました。弁護士で「食の安全・監視市民委員会」代表の神山美智子さんの講演と、福嶋浩彦消費者庁長官の報告を中心に紹介します(※1)。

—神山美智子さんの講演から

消費者の役に立たない恐れもあります。表示一元化は世紀の大仕事だと思っています。食品表示法はどうあるべきか、根本的な議論から始めていただきたい。

表示を使いこなすのは消費者だから

私たちが新たな食品表示法に求めること(※2)の中からいくつか紹介します。

一つは、措置請求権です。家庭用品品質表示法の10条には、「不適切な表示があった場合に経済産業大臣にその旨を申し出て適当な措置をとるべきことを求めることができる」とあります。この措置

請求権を食品表示法にぜひ入れてほしい。

二つ目は、警告表示。日本でもフェニルケトン尿症の人への警告として、人工甘味料アスパルテームを含む食品に「フェニルアラニン化合物であることを書かなければなりません」が、何が問題なのか書いていないため、警告表示の意味をなしていません。EU(欧州連合)では子どもの多動性障害との関連が疑われる人工着色料を含む食品に「子どもの活動と注意力に影響を与える恐れがある」とわかりやすく書いてあります。

わかりやすい食品表示法ができたとしても、それを使いこなすのは私達です。食品には値段や賞味期限・消費期限のほか、重要なことがたくさん書いてあります。商品を購入する際には表示をきちんと読んでいただきたいと最後に申し上げます。

これから消費者庁で食品表示一元化についての議論が進んでいきますが、私たちは関心を持って意見を言い続ける必要があります。

食品表示一元化に向けた消費者庁の取り組み

—福嶋浩彦長官の報告から

これは結論ではないと最初に申し上げておきます。

検討会での検討項目は、①一元

消費者庁は9月に食品表示一元化検討会をつくり、議論を始めたところですので、本日お話しする



化に向けた法
体系のあり方
② わかりやす
い表示とは、
③ 一元化され
た中で具体的
な表示事項を

どう定めるか、の3つです。平成
24年度中の法案提出を目指してい
るため、集中して議論を行なうこ
とになります。

一元化にあたっては、食品衛生
法とJAS法を単純に一緒にすれ
ばいいとは考えていません。消費
者の権利を基本に置かなければ意
味がない。食は、私たち人間の一
番の基本です。消費者の知る権利
選択する権利の基本中の基本が食
品の表示だと思えます。ただ、「知
る権利」という言葉を法律に入れ
られるかというと、なかなか難し
い。この場で「消費者の知る権利
を入れる」と約束できればいいの
ですが、これには相当な議論をし
なければなりません。

表示の「わかりやすさ」につい
ても、情報が細かい字で詰まっ
ていて見づらいため、必要なもの
絞り込んでシンプルな表示にすべ
きという意見がある一方、必要な
内容はきちんと入れるべきとの声
も聞きます。消費者にも様々な立
場や考え方があって、本当に必
要な情報とは何か、わかりやすい

表示とはどんなものか、冷静に議
論を重ねる必要があります。

知る権利を保障する 表示へ

消費者行政はいま大きな転換を
求められています。少し乱暴な言
い方をすれば、国の消費者行政は
もともと、産業育成策の付属テー
マとして、つまり消費者があまり
痛めつけられると、産業育成に支
障をきたすので、ある程度の消費
者保護は必要という考え方から始
まったと思います。これからは行
政も消費者・生活者の視点で政策
を展開していくことが必要です。
食品表示一元化の議論もそういつ
た流れの中にあることをきちんと
踏まえなければなりません。

ただし、消費者は単に保護され
る存在という捉え方では不十分で
す。もちろん消費者は情報量や資
金力の面で事業者と対等な立場に
はなりにくいので、消費者保護は
必要ですが、消費者が自主的・主
体的に適切な選択をすることによ
り、安心安全な市場、社会をつくっ
ていくことが大切です。そのとき
に重要なのは情報の共有です。消
費者の知る権利、知らされる権利
は基本になります。一元化の制度
は消費者の立場でつくっていくこ
とが大事です。今後みなさんと
議論しながら、消費者の知る権利

を保障する食品表示の一元化にて

表示のあり方をめぐって。パネルディスカッション

後半は、消費者と事業者をそれ
ぞれ代表するパネリストたちが食
品表示のあり方等について議論し
ました。山根香織さん（主婦連合
会）は、「表示義務があっても、
現状は例外や但し書が多いため、
食品の成り立ちがよくわからず、
選択の目安にならない」と現行制
度の問題点を指摘。立石幸一さん

わかりやすい＝簡素化 ではない

（全国農業協同組合連合会）は加
工食品の原産地表示について、「事
業者が反対する理由は、『外国産』
と書くのと売れなくなるから。アレ
ルゲンや遺伝子組み換えの表示に
比べたら、原産地表示は簡単」と、
事業者側の「事情」に言及。60年
代から合成添加物を使用しない

ソースを販売している光食品の高
田光雅さんは、「加工食品の原材
料は基本的に重量割合の多い順に
記載することになっているが、例
外も多く、ほとんどの消費者は知
らない」と述べました。

きたらと思います。

消費者庁が設置した食品表示一
元化検討会は12年1月に中間論
案をまとめることになっています。
今回のシンポジウムで福岡長官も
その重要性を強調した「消費者の
知る権利」が食品表示法の根幹に
据えられるよう、検討会を始め消
費者庁には強く求めていかなけれ
ばなりません。

また、わかりやすい表示とは決
して多くの事業者が主張するよう
な表示の簡素化ではなく、何が使
用され、その原料がどこで作られ
たかなど、食品の実態がわかるも
のでなくてはならないことを訴え
ていく必要もあります。

これら喫緊の課題に取り組むた
め、このたび日消連ほか各地の消
費者団体が中心となって「食品表
示を考える市民ネットワーク」を

▼左から全国農業協同組合連合会の立石
幸一さん、光食品の島田光雅さん



▲左から神山美智子さん、主婦連合会の
山根香織さん

立ち上げました。消費者庁が表示
一元化に向け検討を始めたのは、
安全で安心な食生活を営む消費者
の権利を私たちの手に取り戻す、
またとない機会です。私たちには
自ら主体的に行動することが求め
られています。（纏綿美千世）

※1 当日の様子はインターネット
上の動画共有サイト「ユースト
リーム」で見ることが出来ます。
[http://www.ustream.tv/
recorded/18441699](http://www.ustream.tv/recorded/18441699)

※2 食の安全・監視市民委員会が
日消連、キャンペーンと連名で
消費者庁に提出した「食品表示
法制定への提言」。日消連のHP
に掲載